

小規模多機能ハウス「湯ごりの郷」

利用料金のご案内

令和6年6月1日

1. (介護予防) 小規模多機能居宅介護サービス費利用料

(ア) 基本利用料

区 分	居宅介護費 日額 (※2)	居宅介護費 月定額制 (※1)	食 費	宿泊費	共益費 (※3)
要支援1	113円	3,450円	日 額 1,392円 〔朝食282円 昼食555円 夕食555円〕	日 額 個室 2,000円 2人部屋 1,500円	日 額 150円
要支援2	229円	6,972円			
要介護1	344円	10,458円			
要介護2	506円	15,370円			
要介護3	735円	22,359円			
要介護4	812円	24,677円			
要介護5	895円	27,209円			

(イ) 短期利用料 (※4)

区 分	居宅介護費 日額	食 費	宿泊費	共益費 (※3)
要支援1	424円	日 額 1,392円 〔朝食282円 昼食555円 夕食555円〕	日 額 個室 2,000円 2人部屋 1,500円	日 額 150円
要支援2	531円			
要介護1	572円			
要介護2	640円			
要介護3	709円			
要介護4	777円			
要介護5	843円			

※1 居宅介護サービス利用料

「通い」を中心に、必要の応じた「宿泊」「訪問」を組み合わせ利用するサービスです。居宅介護サービス利用料はサービス利用回数に関係なく、月定額が基本となっております。

※2 ただし、月の途中における利用開始または、利用終了についての利用料は、日割り計算となります。

※3 共益費 トイレットペーパー、ティッシュ、石鹸、シャンプー、洗剤等に係る費用が宿泊サービス利用時のみ必要になります。

※4 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合（利用日数の制限有り）

(ウ) 介護保険加算費用

区 分	費 用	備 考
初期加算	1日 30円	登録した日から30日以内の期間
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月 350円	介護福祉士40%以上、常勤職員60%以上、勤務7年以上の者が30%以上配置の場合
認知症加算(Ⅱ)	1月 890円	要介護対象・認知症自立度Ⅲ以上の方が対象 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上配置
認知症加算(Ⅳ)	1月 460円	要介護2・認知症自立度Ⅱと判定された方が対象 (日常生活に支障のある認知症の方に算定される加算)
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1月 1,200円	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境を踏まえ、他職種協同で随時適切に見直しを行っており、利用者が地域住民等と交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること等。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	14.6%	1月につき所定単位数×146/1000・要介護状態により変更有り

(エ) 介護保険加算費用(短期利用)

区 分	費 用	備 考
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日 12円	介護福祉士40%以上、常勤職員60%以上、勤務7年以上の者が30%以上配置の場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	14.6%	1月につき所定単位数×146/1000

2. その他の利用料(ご利用された方のみ必要です)

区 分	費 用	備 考
電気代	1日 30円	持込電気器具1個につき
テレビ貸出料	1日 30円	宿泊時に居室で使用された場合
理髪料	1回 2,000円	希望された方のみ利用できます
電話料	実 費	電話使用料
レクリエーション代	実 費	レクリエーション活動費用等
おむつ代	実 費	おむつ・パット等の料金
病院等受診負担分	実 費	通院・往診・インフルエンザ予防接種・健康診断等
その他	実 費	日常生活上において必要とされるものであって、利用者負担が適当と認められる費用

3. その他

(ア) ご利用者による居室や共同スペース、備品等の破損又は汚損に係る修理代等は、ご利用者の負担とさせていただきます。

4. 社会福祉法人等による減免について

(ア) 当事業所は、社会福祉法人等によるご利用者負担の軽減に取り組んでいます。上記、基本利用料について、保険者(市町村)に「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」を提出し、審査の上、減額割合が表示された「確認証」が交付された場合、その減額割合に基づき、利用料等の軽減をいたします。